

## 開発道路等の市道認定をお考えの皆様へ

松山市では、「松山市市道認定基準」に基づき開発道路等の市道認定を行い、適正な維持管理を行うことで、市民の生活環境向上を図っています。しかし、以下のような状況で市道に認定できないケースが多く見受けられますのでご注意ください。

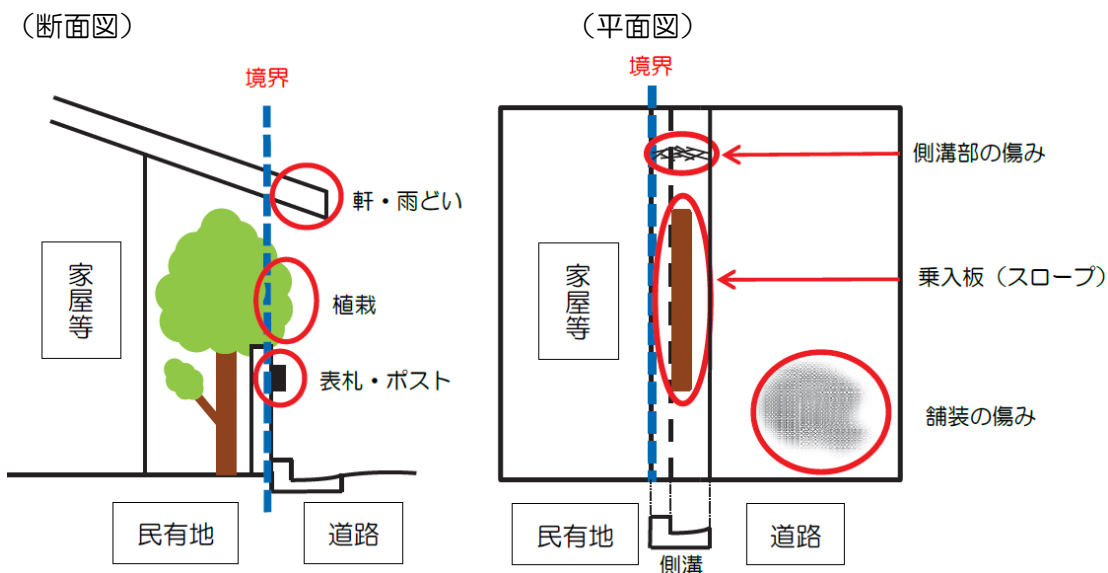
### 市道認定ができなかった場合

松山市では道路の舗装や補修等の維持管理ができません。

### 市道認定ができない主なケース

- 道路上に次のようなものはみ出ている場合、撤去が必要になります。  
植栽 軒 雨どい カーポート 表札 ポスト 排水パイプ 乗入板（スロープ）等
- 道路の舗装や側溝部の傷み等があり、通行や排水に支障がある場合、  
修繕が必要になります。

### 参考図



### ご注意ください

市道認定の際、基本的に道路上に個人の所有物がはみ出ている場合、全て撤去・移設等をしていただくことになり、余分な費用等がかかることがあります。そのため道路との境界をしっかり確認した上で施工を行ってください。なお、市道認定には上記の他にも要件がございますので、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 都市生活サービス課 路政境界担当  
TEL：089-948-6472 FAX：089-934-5862